

宜 議 第 3 5 号
令和 2 年 4 月 1 4 日

議長
上地 安之 殿

福祉教育常任委員会
委員長 山城 康弘

委員会審査結果について（報告）

第 4 2 4 回定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第 2 9 条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令 和 元 年 1 2 月 9 日	令 和 元 年 1 2 月 9 日	議案第 7 1 号、議案第 7 5 号、議案第 7 4 号、 議案第 2 8 号
令 和 元 年 1 2 月 1 0 日	令 和 元 年 1 2 月 1 0 日	議案第 2 9 号、議案第 2 2 号、陳情第 8 5 号、 議案第 8 1 号、請願第 7 号
令 和 元 年 1 2 月 1 1 日	令 和 元 年 1 2 月 1 1 日	陳情第 2 7 号、陳情第 2 8 号、議案第 7 1 号、 議案第 7 4 号、議案第 7 5 号、議案第 8 1 号、 議案第 8 5 号、陳情第 1 号、陳情第 6 号、 陳情第 7 号、陳情第 1 0 号、陳情第 1 1 号、 陳情第 1 2 号、陳情第 1 4 号、陳情第 1 6 号、 陳情第 2 1 号、陳情第 2 2 号、請願第 7 号
令 和 元 年 1 2 月 1 8 日	令 和 元 年 1 2 月 1 8 日	陳情第 2 8 号、意見書案
会議日数 4 日間		

事件一覧及びその結果

議案番号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第71号	令和元年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	令和元年 12月8日	令和元年 12月11日	原案可決 (全会一致)
議案第74号	令和元年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第3号)	令和元年 12月8日	令和元年 12月11日	原案可決 (全会一致)
議案第75号	令和元年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	令和元年 12月8日	令和元年 12月11日	原案可決 (全会一致)
議案第81号	宜野湾市の保育等の利用者負担に関する条例及び宜野湾市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例について	令和元年 12月8日	令和元年 12月11日	原案可決 (賛成多数)
議案第85号	大謝名小学校屋内運動場・水泳プール増改築工事(建築)請負契約について	令和元年 12月8日	令和元年 12月11日	原案可決 (全会一致)
陳情第1号	臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情	平成30年 10月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情第6号	こども医療費助成制度の拡充を求める陳情	平成30年 10月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情第7号	「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情	平成30年 10月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情第8号	平成31年度福祉施策及び予算の充実について	平成30年 10月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情第10号	看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情	平成31年 3月1日	—	閉会中の 継続審査
陳情第11号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情	平成31年 3月1日	—	閉会中の 継続審査
陳情第12号	介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情	平成31年 3月1日	—	閉会中の 継続審査
陳情第14号	沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情	令和元年 6月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情第16号	沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情	令和元年 9月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情第21号	貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情	令和元年 9月10日	—	閉会中の 継続審査

陳情 第22号	令和2年度福祉施策及び予算の充実について	令和元年 12月8日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第27号	若年がん患者の在宅療養支援を求める要請	令和元年 12月8日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第28号	「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情	令和元年 12月8日	令和元年 12月17日	採 択
陳情 第29号	宜野湾市における妊産婦の産前・産後ケア制度の充実を求める陳情	令和元年 12月8日	令和元年 12月11日	採 択
請願 第7号	学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願	令和元年 12月8日	—	閉会中の 継続審査
意見書案	居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書	—	令和元年 12月17日	—

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和元年12月9日（月）1日目

午前10時00分 開会

午後 3時19分 散会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	山城 康弘
委員	伊佐 文貴
委員	宮城 力
委員	呉屋 等

副委員長	屋良 千枝美
委員	栄田 直樹
委員	玉城 健一郎
委員	伊波 一男

○欠席委員（0名）

○説明員（12名）

健康推進部長次	崎間 賢
国民健康保険課庶務係長	大道 優
国民健康保険課保険税係長	富濱 祐敏
健康増進課健診指導係長	下地 こずえ
介護長寿課認定給付係長	饒平名 文治
介護長寿課認定給付担当主査	我如古 由美

国民健康保険課長	伊佐 真
国民健康保険課給付係長	比嘉 祐一
国民健康保険課後期高齢者医療係長	伊禮 理子
介護長寿課事業管理係長	嘉手納 江利子
介護長寿課長寿支援係長	志良堂 孝
介護長寿課長寿支援担当主査	島袋 文香

○議会議務局職員出席者

主任主事	棚原 裕貴
------	-------

○審査順序

議案第71号 令和元年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第75号 令和元年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第74号 令和元年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第3号)

陳情第28号 「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情

12月定例会（福祉教育常任委員会）

令和元年12月9日（月）第1日目

○山城康弘 委員長 ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。

（開会時刻：午前10時00分）

【議題】

議案第71号 令和元年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

～質疑・答弁～

- 宮城力 委員 歳入3款1項8目の社会保障・税番号制度システム整備費補助金を利用して改修を行ったシステムについて説明をいただきたい。
- 国民健康保険課長 保険者間や医療機関で過誤請求が起こらないように、資格の確認をオンラインで行うことができるようにするシステムである。
- 宮城力 委員 歳出2款1項3目の一般被保険者療養費が増額補正されているが、これ以上増額となることもあるのか。
- 国民健康保険課長 一般被保険者療養費については過去の実績をもとに令和2年3月までの見込み額を増額補正しているが、増加の動きが大きい場合には更なる増額補正が必要となる場合もある。
- 呉屋等 委員 歳入3款1項8目説明欄のオンライン資格確認等業務関係補助金について、令和3年4月からマイナンバーカードに保健所機能をつけるという説明があったが、詳細を確認したい。
- 国民健康保険課長 国の方針では令和3年3月を目途にマイナンバーカードを健康保険証として利用できるようにする予定となっている。
- 呉屋等 委員 システム改修に関する契約は随意契約で行うのか指名競争入札で行うのか確認したい。
- 国民健康保険課長 現在契約している業者がいるので、その業者との随意契約となる。また、国からは債務負担行為で行うような支持はきていないので、債務負担行為として行うかは未定である。
- 呉屋等 委員 債務負担行為にしない場合は、年度内で改修を行うと考えてよいか。
- 国民健康保険課長 そのとおりである。
- 宮城力 委員 マイナンバーカードの作成を拒否した方の保険証の取り扱いはどのようなになるのか。

- 国民健康保険課長 マイナンバーカードの作成は強制的なものではないので、もしマイナンバーカードを作成していない場合は通常の保険証を交付する。
- 伊波一男 委員 歳入欠かん補填収入が約 10 億円となっているが、翌年度からの繰り上げ充用で対応する予定なのか。
- 国民健康保険課長 もし年度末まで金額の推移がなければ歳入欠かん補填収入は赤字額となるため、翌年度からの繰り上げ充用で対応しなければならない。
- 伊波一男 委員 還付金、償還金の増加に伴う補正という説明があったが、詳細を確認したい。
- 健康推進部次長 歳出 9 款 1 項 4 目の保険給付費等交付金償還金の増額については自主財源で対応しなければならないため、歳入欠かん補填収入で対応することになった。
- 伊波一男 委員 今年度は一般会計からの法定外繰り入れがない分、歳入欠かん補填収入の金額も大きくなっているのか。
- 国民健康保険課長 一般会計からの法定外繰り入れがない分は赤字となるので、歳入欠かん補填収入が増額している。
- 伊波一男 委員 年度末までに歳入欠かん補填収入が減少する可能性もあるのか。
- 国民健康保険課長 国が公費を拡充しているので減少する可能性もあるが、今年度の決算が出た後に、昨年度の決算と比較するまでは減少するかわからない状況である。
- 伊波一男 委員 特定健康診査事業費の減額理由について説明いただきたい。
- 健康推進部次長 嘱託員を配置できなかった期間分の報酬及び通勤費を減額している。
- 伊波一男 委員 特定保健指導事業費の減額理由についても説明いただきたい。
- 健康推進部次長 減額となっている委託料は二次健診の委託料であり、二次健診の受診者が当初の見込みを下回る見通しとなったため減額している。
- 伊波一男 委員 不足していた嘱託員は、現在配置されているのか。
- 健康推進部次長 現在は配置済みである。
- 伊波一男 委員 現在はどのくらいの二次健診受診者を見込んでいるのか。
- 健康推進部次長 当初は 95 人を見込んでいたが、現在は 70 人を見込んでいる。
- 伊波一男 委員 二次健診受診者は減少しているとのことだが、受診が必要となる方の数が減少しているのか。
- 健診指導係長 台風の影響で 9 月の集団検診が中止となり、特定健診者の受診者が減少したため、それに伴い二次健診対象者も減少している。
- 玉城健一郎 委員 今年度から A I を利用して受診勧奨を行っているということであるが、どのような業務を行っているのか説明いただきたい。

- 健診指導係長** 特定健診の対象者へ効果的に受診勧奨できるよう、AIを活用して過去の健診結果、受診歴などをもとに、いつ、どのような内容の通知を郵送したほうが良いか分析している。
- 玉城健一郎 委員** 福祉の概要8-10ページにあるように、二次健診の対象者は、特定保健指導対象者及び生活習慣予備軍と考えてよいか。
- 健診指導係長** そのとおりである。
- 玉城健一郎 委員** 特定健診から二次健診につながるまでの流れを確認したい。
- 健康指導係長** 特定健診受診後に問診を行い、医療機関の受診、服薬の状況を確認する。その結果、積極的な介入で生活習慣病の予防が必要とされる場合は特定保健指導の対象となる。すでに内服している方でも透析を行っている方や高血圧の方は生活習慣病予備軍としている。現在の自身の状況を把握するため、特定保健指導対象者及び生活習慣病予備軍の方には医療機関で二次健診を受診していただいている。
- 玉城健一郎 委員** 今年度の特定健診の受診率は前年度よりも向上する見込みか。
- 健診指導係長** 昨年10月末と今年10月末時点の受診率を比較すると0.5%高くなっているが、来年10月に法定報告の値が確定するまでは向上すると断定できない。
- 玉城健一郎 委員** 歳出1款1項1目7節の賃金と1款2項1目7節の賃金が減額補正となっているが、現在は必要数の臨時職員が配置されているのか。
- 国民健康保険課長** 給付係、保険税係がそれぞれ1名ずつ未配置となっている。
- 玉城健一郎 委員** 臨時職員の1人当たりの賃金はどのようになっているのか。
- 国民健康保険課長** 日当が6,500円なので、月13万円ほどの賃金が発生している。
- 玉城健一郎 委員** 他市と比べて適切な金額となっているか。
- 国民健康保険課長** 他市の金額を正確に把握していないが、概ね平均的な金額になっていると思われる。

《委員長交代あり》

- 山城康弘 委員** 国からの公費拡充で約3,400億円の公費が投入されたということだが、本市にはどの程度の影響があるのか。また、税率改定に伴う影響額を確認したい。
- 国民健康保険課長** 税率改正の影響については、調定額が約1億5,000万円上がる見込みである。そのうち約1億2,000万円から1億3,000万円徴収できる見込みである。3,400億円の公費投入の影響については、広域化以降、国から県へ補助金が入っているため、本市への影響額はわからない状況のため、今後確認する必要がある。
- 山城康弘 委員** 次年度要求している一般会計からの法定外繰り入れの金額を可能な範囲で確認したい。
- 健康推進部次長** 金額の詳細を答えることはできないが、次年度以降の法定外繰り入れの要求は行っている。

- 山城康弘 委員 県は令和6年の県内保険税の統一を目標にしていると思うが、本市はどのように考えているのか。
- 国民健康保険課長 現在本市の1人当たりの保険税額は県が示す標準税額よりも約1万2,000円低い金額となっている。1人当たりの金額が約6,000円増になるよう次年度から国保税率を改定するが、このまま保険給付費などの支出に改善が見られない場合はもう一度税額の改定が必要となる可能性がある。

《委員長交代あり》

【審査結果】

質疑の段階で継続審査とする。

-
- 山城康弘 委員長 休憩いたします。（午前11時05分）
 - 山城康弘 委員長 再開いたします。（午前11時15分）
-

【議題】

議案第75号 令和元年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

～質疑・答弁～

- 玉城健一郎 委員 長寿人間ドック実施委託料が債務負担行為として補正されているが、長寿検診との違いを伺いたい。
- 国民健康保険課長 長寿検診は個別検診と集団検診どちらでも受診可能であるが、長寿人間ドックについては個別検診でしか受診できない。また、長寿検診は無料で受診できるが、長寿人間ドックについては追加料金が発生する。
- 玉城健一郎 委員 今回債務負担行為で計上されている委託料については長寿人間ドックのみのものか。
- 国民健康保険課長 そのとおりである。
- 玉城健一郎 委員 長寿検診受診率向上の取り組みは広域連合が行っているのか。
- 国民健康保険課長 広域連合が保険者となっており、長寿検診の受診勧奨については、主に広域連合が行っている。
- 玉城健一郎 委員 歳出1款1項1目7節説明欄01で徴収事業の臨時職員の費用と通勤費の費用が66万円減となっているが、現在徴収員が不足しているのか。
- 国民健康保険課長 現在は配置されている。
- 宮城力 委員 歳出1款1項1目3節説明欄01の一般管理事業時間外勤務手当について、平日の時間外勤務と休日勤務どちらの手当になっているのか。

- 国民健康保険課長 平日の時間外勤務手当となっている。
- 宮城力 委員 何名分の時間外手当の金額となっているのか。
- 国民健康保険課長 正職員3名分の金額である。
- 宮城力 委員 高齢者であり、きゅう、マッサージによく通われる方がいると思うが、通いすぎるとペナルティーなどをうけることもあるのか。
- 国民健康保険課長 保険適用となるはり、きゅう、マッサージは医師が必要と認めたときに限定されており、それ以外の受診は保険適用外となる。
- 伊波一男 委員 一般会計から後期高齢者医療特別会計への繰入金は法定内という認識でよいか。
- 国民健康保険課長 そのとおりである。後期特別会計には法定外繰り入れを行っていない。
- 伊波一男 委員 保険料の収納率についてはどのようなになっているのか。
- 国民健康保険課長 平成30年度の収納率は特別徴収が100%、普通徴収が98.03%、合計が99.09%となっている。
- 伊波一男 委員 一般会計からの繰入金の金額は市町村の被保険者数で変動するということであるが、各市町村の一般会計からの負担金の一覧表を提供していただきたい。
- 国民健康保険課長 資料を提出する。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査とする。

-
- 山城康弘 委員長 休憩いたします。（午前11時40分）
 - 山城康弘 委員長 再開いたします。（午前11時46分）

-
- 山城康弘 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間、休憩いたします。（午前11時46分）

*** 午後の会議 ***

- 山城康弘 委員長 再開いたします。（午後2時00分）
これより、午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第74号 令和元年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第3号)

～質疑・答弁～

- 宮城力 委員 歳入9款1項2目について、複合機はリース物件となっているのか。
- 健康推進部次長 そのとおりである。
- 宮城力 委員 歳入9款1項4目の地域支援事業繰入金の増額理由について説明いただきたい。
- 健康推進部次長 配食サービスの件数が当初の見込みより増加しているためである。
- 玉城健一郎 委員 歳出2款4項1目の高額介護サービス費が3,026万8,000円増額となっている理由を説明いただきたい。
- 健康推進部次長 制度改正で自己負担額が2割から3割になる被保険者が表れ、自己負担額が増加することにより高額介護サービスに該当する対象者が増えたためである。国の試算から自己負担額が変更となる被保険者は全体の3%と見込んでいたが、本市は全体の7%の被保険者の自己負担額に変更が生じている。
- 玉城健一郎 委員 自己負担額に変更が生じたことで市の負担は減少したのか。
- 健康推進部次長 被保険者の負担がふえた分、保険者の負担は軽減されたと考える。
- 玉城健一郎 委員 国の試算よりも対象者数が多かったのは本市だけか。
- 健康推進部次長 近隣市町村の情報だが、沖縄市は6%、浦添市は5.3%とのことである。
- 伊波一男 委員 歳入5款支払基金交付金について、支払基金はどこから積立金を集めているのか。
- 健康推進部次長 各医療保険者からの積立金となっている。
- 伊波一男 委員 基金から本市にはどのくらいの交付金があるのか。
- 健康推進部次長 介護給付費等の約27%の金額が基金から交付されている。
- 伊波一男 委員 保険料率に変更があった場合でも給付金の27%は基金から交付されるということで理解してよいか。
- 健康推進部次長 問題ない。
- 伊波一男 委員 介護給付費の総額である約56億円の27%が支払基金から交付されているのか。
- 健康推進部次長 支払基金の交付対象は介護給付費以外にも地域支援事業の一部の項目が含まれる。
- 伊波一男 委員 介護給付費や地域支援事業費を抑制することで本市にどのようなメリットがあるのか。

- 健康推進部次長 保険給付費や地域支援事業費が継続的に下がれば、徴収する介護保険料を少なくすることにつながるため、被保険者の経済的な負担を軽減できると考える。
- 伊波一男 委員 一般会計からの繰入金については法定内のものか。
- 健康推進部次長 そのとおりである。
- 伊波一男 委員 介護給付費準備基金繰入金について説明をいただきたい。
- 健康推進部次長 介護給付費準備基金については、介護給付費が見込みを下回る場合は余剰分を積立て、逆に上回る場合は基金を取り崩し補填するものである。計画期間の最終年度において基金に残高がある場合は、次期計画の保険料の増額を抑えるため取り崩す場合もある。
- 伊波一男 委員 現時点での準備基金の残高はいくらなのか。
- 健康推進部次長 12月補正で取り崩した額を差し引くと、約5億4,830万円である。
- 伊波一男 委員 今後基金残高はどのように推移していくと考えられるか。
- 健康推進部次長 今年度の決算時の金額を見ないと判断ができないため、明確な見込みは答えることができない。
- 宮城力 委員 歳出1款1項1目一般管理費の減額理由について説明いただきたい。
- 健康推進部次長 13節の委託料については制度改正に伴うシステム改修費に残がためたので減額補正となっている。14節の使用料及び賃借料については、コピー機使用の単価が見込みを下回ったので減額している。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。（午後2時35分）

○山城康弘 委員長 再開いたします。（午後2時46分）

【議題】

陳情第28号 「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情

～質疑・答弁～

- 伊波一男 委員 県内11市で広域連合に加入しているのはどの市か
- 認定給付担当主査 南城市と豊見城市が広域連合に加入している。
- 伊波一男 委員 国で経過措置に関する話し合いも行っているようなので解決に向かっていくように感じるが、本市でも令和3年までに主任介護支援専門員の確保が困難な事業所は認定できないのか。

- 健康推進部次長 現在の資格要件に基づき対応しなければならない。
- 伊波一男 委員 本市でも影響を受ける事業所は存在するのか。
- 認定給付係長 本市には居宅支援介護事業所が 31 カ所あり、アンケート調査を実施した結果 22 カ所の事業所から回答があり、その内 36%が十分な準備期間でないと答えている。
- 呉屋等 委員 各事業所に主任介護支援専門員を配置しなければならないという規則に改正された経緯について把握しているか。
- 健康推進部次長 質の高いケアマネジメントを推進するため、管理者要件を見直す必要があるためだと把握している。
- 呉屋等 委員 厚労省は令和 9 年まで経過措置期間を延長するという考えなのか。
- 健康推進部次長 審議会ではそのような話し合いがされている。
- 呉屋等 委員 実際に令和 9 年まで経過措置期間を延長する動きはあるか。
- 認定給付係長 8 期の介護保険計画の話し合いの中で話が出てくると思うが、現時点だと引き続き検討を行うという情報しか得ていない。
- 呉屋等 委員 国の動向を注視していただき、今後動きがあれば議会にも情報を提供していただきたい。
- 玉城健一郎 委員 主任介護支援専門員研修を 70 時間受ける必要があるとのことだが、どのような研修なのか確認したい。
- 認定給付担当主査 研修は講義と演習になっており、主任の役割に関する講義が 5 時間、ケアマネジメントの実践的な講義が 2 時間、ターミナルケアについての講義が 3 時間、人材育成や業務管理に関する講義が 3 時間、運営におけるリスクマネジメントに関する講義が 3 時間、地域援助の技術に関する講義が 6 時間、ケアマネジメントに必要な医療の知識、多職種との連携に関する講義が 6 時間、職員の監督者としての知識に対する講義が 18 時間、個別事例の支援、指導を行う講義が 24 時間、計 70 時間の講義内容となっている。研修は県で主催しており、年に複数回行われている。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査とする。

-
- 山城康弘 委員長 本日の委員会を散会いたします。(散会時刻:午後 3 時 19 分)

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和元年12月10日（木）2日目

午前10時08分 開会

午後 3時55分 散会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	山城 康弘
委員	伊佐 文貴
委員	宮城 力
委員	呉屋 等

副委員長	屋良 千枝美
委員	栄田 直樹
委員	玉城 健一郎
委員	伊波 一男

○欠席委員（0名）

○説明員（18名）

総務部長 次	泉川 幹夫
福祉推進部長 次	宮城 葉子
契約検査課長 課	高江洲 強
こども企画課長 課	普天間 朝彦
障がい福祉課長 課	津島 美智子
指導課長 課	與那嶺 哲
介護長寿課 認定給付係長	饒平名 文治
健康増進課 すこやか親子係長	浦崎 朋子
学務課長 学務係長	普天間 奈々

健康推進部長 次	崎間 賢
指導部長 次	川上 一徳
健康増進課長 課	仲里 美智子
子育て支援課長 課	香月 直子
施設課長 課	仲村 等
契約検査課長 契約係長	松川 奈津子
介護長寿課 認定給付担当主査	我如古 由美
施設課長 施設一係長	宮城 おりえ
子育て支援課長 幼稚園係長	村山 理絵

○議会事務局職員出席者

主任主事	棚原 裕貴
------	-------

○審査順序

陳情第 28 号 宜野湾市における妊産婦の産前・産後ケア制度の充実を求める陳情

陳情第 22 号 令和 2 年度福祉施策及び予算の充実について

議案第 85 号 大謝名小学校屋内運動場・水泳プール増改築工事(建築)請負契約について

議案第 81 号 宜野湾市の保育等の利用者負担に関する条例及び宜野湾市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例について

請願第 7 号 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願

12月定例会（福祉教育常任委員会）

令和元年12月10日（火）第2日目

○山城康弘 委員長 福祉教育常任委員会の第2日目の会議を開きます。

（開議時刻 午前10時08分）

【議題】

陳情第29号 宜野湾市における妊産婦の産前・産後ケア制度の充実を求める陳情

～質疑・答弁～

- 伊佐文貴 委員 子供が生まれたときに市から助産師が来て母子の状態を確認してくれたりしたが、これは産後ケアに該当しないのか。
- 健康増進課長 陳情に記載されている産後ケアとは別であり、母子保健法に基づき実施している取り組みである。
- 伊佐文貴 委員 市内の母子全員が対象となっている取り組みなのか。
- すこやか親子係長 新生児訪問については、希望者に対して行っている。
- 玉城健一郎 委員 市がリスクのある母子を把握する手段はあるか。
- すこやか親子係長 健康上のリスクがある母子の場合には医療機関から情報提供書が届くので、そこから把握している。
- 玉城健一郎 委員 リスクのある母子へ提供するサービスとして陳情に記載されているような産前産後ケアにつなげることは可能なのか。
- すこやか親子係長 対応手段のひとつになると考える。
- 玉城健一郎 委員 本市では自己負担なしの産後健康診査を実施していないのか。
- 健康増進課長 対象者の自己負担で行ってもらっている。
- 玉城健一郎 委員 自己負担金はどのくらいの金額になるのか。
- すこやか親子係長 医療機関によって異なるが、平均的な金額は3,000円から5,000円ほどである。
- 玉城健一郎 委員 陳情要綱の②に記載されている宿泊型の産後ケア施設とはどのようなものか。また利用金額はどのくらいなのか伺いたい。
- すこやか親子係長 病院、診療所、助産所の空ベッドを利用して宿泊しながら休養させることを目的としたものである。1週程度の期間利用可能で、1日の費用が3万円から4万円となっている。
- 玉城健一郎 委員 どのような方が利用対象となるのか。

- すこやか親子係長 本人の申請に基づき、その状態から心身のケアが必要と認められる方、あるいは支援者がいない方が対象となる。
- 玉城健一郎 委員 対象者が施設を利用することにより行政側にもメリットはあるのか。
- すこやか親子係長 サービスの幅が広がるのが行政側のメリットと考える。
- 屋良千枝美 委員 本市では出産前の産婦検診は無料で実施しているが、陳情に記載されている産婦健康診査というのは産後のものと考えてよいか。
- 健康増進課長 産後の健診である。
- 屋良千枝美 委員 自己負担無しで産後の健診を受けられる県内の市町村はどこか。
- 健康増進課長 県の資料によると、今年度は県内 12 市町村で実施しているとのことである。実施市町村については調べて資料を提出する。
- 屋良千枝美 委員 陳情に児童虐待死の半数がゼロ歳時期と記載されているが、これは事実か。
- 健康増進課長 情報を持ち合わせていないので、事実かどうか不明である。
- 屋良千枝美 委員 アメリカでは産婦の時期に関係機関からサポートを受けることで虐待が予防されたとの記載もあるが、やはり助産師のサポートの必要性は高いと考えるか。
- 健康増進課長 本市でも在宅の助産師に依頼して訪問などのサポートを行っている。
- 屋良千枝美 委員 必要な方はいつでも助産師のサポートを受けられるようになっているのか。
- 健康増進課長 助産師のサポートは 1 回となっているが、必要な場合は市の保健師が随時相談を受けてサポートを行っている。
- 屋良千枝美 委員 本市でも母子健康包括支援センターを設置する予定ということで伺っているが、設置までの計画などの資料は提供できるか。
- 健康増進課長 平成 29 年度から利用者支援事業を行っており、子育て包括支援センターの前身という立ち位置の事業となっているので、この事業に関する資料の提供でよろしいか。
- 屋良千枝美 委員 問題ない。
- 健康増進課長 資料を作成、提供する。
- 呉屋等 委員 産婦検診受診に対する支援と出生率の相関関係がみたいので、それがわかる県内 11 市の資料を提供していただきたい。
- 健康増進課長 作成して提供する。
- 呉屋等 委員 産婦検診の支援を提案するにあたり、市の人口増加に伴う地方交付税の増加率など、市に入ってくる収入も計算してみたか。

- 健康増進課長 地方交付税は検討していないが、国庫補助金や事業の必要性についての説明はヒアリングの際に行った。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査とする。

- 山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時58分)

- 山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時15分)
-

【議題】

陳情第22号 令和2年度福祉施策実施及び予算の充実にについて

～質疑・答弁～

- 伊波一男 委員 令和元年12月時点での民生委員、児童委員の名簿を資料としていただきたい。
- 福祉推進部次長 資料を提供する。
- 玉城健一郎 委員 社会福祉協議会への委託事業とそれに対する予算の資料をいただきたい。
- 福祉推進部次長 資料を提出する。
- 玉城健一郎 委員 社会福祉協議会の組織体制に関する資料もいただけるか。
- 福祉推進部次長 組織図であれば提供可能であるので、提出する。
- 玉城健一郎 委員 医療的ケア児の受け入れに関する見解を伺いたい。
- 福祉推進部次長 資料を提出する。
- 呉屋等 委員 議会の提出されている陳情と同内容の文書が市長宛にも届いていると思うが、文書に対する回答は作成しているか。
- 福祉推進部次長 回答については現在作成中である。
- 呉屋等 委員 回答が完成した時に議会にも参考資料として提供いただけるか。
- 福祉推進部次長 資料を提出する。
- 呉屋等 委員 民生委員については無償で活動を行ってもらっているのか。
- 福祉推進部次長 無償と聞いているが、市としては年間約800万円の団体補助を行っている。
- 呉屋等 委員 補助金800万円の内訳を資料として提出することは可能か。
- 福祉推進部次長 総会の予算書を資料として提出してもよいか。

- 呉屋等 委員 提供可能な範囲で結構である。
- 福祉推進部次長 確認して資料を提出する。
- 屋良千枝美 委員 市老連に対する補助金やその内訳を確認できる資料の提出は可能か。
- 健康推進部次長 市老連に確認し、可能であれば提出する。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査とする。

- 山城康弘 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間、休憩いたします。(午前11時53分)

***** 午後の会議 *****

- 山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時00分)
これより、午後の会議を進めてまいります。
-

【議題】

議案第85号 大謝名小学校屋内運動場・水泳プール増改築工事(建築)請負契約について

～質疑・答弁～

- 伊佐文貴 委員 今回の工事は建て替え工事となっているのか。また水泳プールについては以前よりも大きくなるのか。
- 施設課長 新たに建て替える工事となっており、水泳プールについては屋内運動場の上につくることになっている。
- 伊波一男 委員 財源の内訳を確認したい。
- 施設課長 文部科学省からの補助金を活用する予定であるが、現在仮契約の段階であり、工事の細かい部分が確定していない状況であるため加算の有無などは今後確認していく。
- 伊波一男 委員 補助率はどのくらいなのか。
- 施設課長 文部科学省の補助率については増築が85%、改築が75%となっている。

- 伊波一男 委員 水泳プールには暑さをしのげるように屋根のある場所もつくる予定なのか
 - 施設課長 水泳プールには遮熱性のシートを設置する。また小学校のプールであるため一般開放は行わない。
 - 伊波一男 委員 水泳プールをつくる際、プールが完成した後に追加で屋根のある場所を設置することをよく見るが、今回も当初の計画には入っていないのか。
 - 施設課長 外壁にひさしを設置することで暑さ対策する予定である。
 - 呉屋等 委員 工期が令和3年2月12日までとなっているが、工程表などの資料は提供可能か。
 - 施設課長 資料を提出する。
 - 呉屋等 委員 契約金の中には解体費も含まれていると理解してよいか。
 - 施設課長 契約は別であり、解体はすでに始まっている。解体工事の工期は令和2年1月6日となっている。
 - 呉屋等 委員 新しい建物の見取り図と学校の配置図を提供していただきたい。
 - 施設課長 資料を提出する。
 - 呉屋等 委員 工事期間中の水泳の授業についてはどのように対応するのか。
 - 施設課長 学校側に確認しないとはっきり分からないが、他校のプールを利用するなど何かしらの案はあると思われる。
 - 呉屋等 委員 今回の入札では代表者が有限会社で構成員に株式会社があるが、代表者の定義はどのようになっているのか。
 - 契約検査課長 今回の共同企業体は有限会社丸清検察工業が格付けA、東建設株式会社が格付けBとなっており、Aの会社が代表者となっている。
 - 呉屋等 委員 建設工事格付けリストを資料として提供していただきたい。
 - 契約検査課長 資料を提出する。
- 《委員長交代あり》
- 山城康弘 委員 入札の際に辞退する業者が多数現れた場合でも入札は行うのか。
 - 契約検査課長 2者以上参加がある場合は入札を行う。
 - 山城康弘 委員 辞退が多くなり入札業者が少数になる状況はあまり良いと考えていない。もし辞退が出た場合はその分の指名業者を再度募集するというような対応はできないのか。
 - 契約検査課長 指名入札の時には格付けがAとBの業者を指名しており、格付けCとDの業者については指名していない。
 - 山城康弘 委員 指名入札の場合に指名するのはAとBのみと認識してもよいか。
 - 契約検査課長 建築一式工事に関しては市内業者の格付AとBから指名している。

○山城康弘 委員 今回9者の指名となっており、格付けAの業者は12者なので3者は参加していないと思われる。3者の辞退が出たときに参加していない三者を指名することはできなかったのか。

○施設課長 今回指名しなかった業者は、既に市庁舎の耐震工事や消防署建築などの大型の工事を抱えているため、指名から外した。

《委員長交代あり》

○玉城健一郎 委員 入札参加の条件に従業員の社会保険加入なども含まれているか。

○施設課長 契約締結後に確認を行っている。

○玉城健一郎 委員 下請け業者まで確認しているか。

○契約係長 契約締結後に一次下請けまで確認を行っている。

○玉城健一郎 委員 二次下請け以降については確認の必要がないと考えているのか。

○契約検査課長 口頭での指導を行うにとどまっている。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査とする。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後2時25分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時40分)

【議題】

議案第81号 宜野湾市の保育等の利用者負担に関する条例及び宜野湾市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

○呉屋等 委員 施行期日が令和元年10月1日となっているが、9月議会で議案として提出できなかった理由を確認したい。

○福祉推進部次長 9月定例会に提出するためには7月までに議案を作成する必要があるが、その時期は国から提供される保育の無償化に関する情報に不明確な部分が存在していたため、改正案の作成ができなかった

○呉屋等 委員 条例改正に関する市民への周知はどのように行っているのか。

○福祉推進部次長 今回の条例改正については字句の修正のため、市民に不利益が生じることはないので特に周知は行っていない。

- 呉屋等 委員 第3条の改正部分で改正前は「毎月10日までに」と期限が設けられているが、改正後は「納付しなければならない」となっている。期限がなくなった理由を確認したい。
- 子育て支援課長 毎月10日までという期限を設けていた場合は、その月のものを10日までに納めるということで一部前払いの分が発生していた。しかし今後は実績払いにするため、期限をなくした文言に修正した。細かな点については規則に定めている。
- 呉屋等 委員 条例と関係する規則を提供していただきたい。
- 子育て支援課長 資料を提出する。
- 伊波一男 委員 短期預かり保育料の上限額を月額480円から450円に変更した理由を伺いたい。
- 子育て支援課長 保育料の無償化の対象額が月額450円となっているので、それに合わせて改正している。
- 伊波一男 委員 今回の改正で一番大きな変更点はどこか。
- 子育て支援課長 第2条の保育料の上限額を年額19万3,200円としていたが、子ども・子育て支援法施行令で定める額に改正した点である。
- 伊波一男 委員 子ども・子育て支援法施行令で定める額とはいくらか。
- 幼稚園係長 利用者負担額は所得に関わらず一律にゼロ円となっている。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査とする。

-
- 山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後3時00分)
 - 山城康弘 委員長 再開いたします。(午後3時06分)
-

【議題】

請願第 7号 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願

～質疑・答弁～

- 伊佐文貴 委員 フッ化物洗口に対して、学校現場から負担の声はあがっているか。
- 指導部次長 5分程度で終わる作業なので、特に負担の声は上がっていない。
- 伊佐文貴 委員 保護者への説明は行っているか。

- 指導部次長 保護者への説明を行い、実際保護者にもフッ化物洗口を体験していただいている。また実施は希望者のみとなっており、実施する際は保護者へ許可をもらっている。
- 伊佐文貴 委員 現在は大謝名小学校のみでの実施になっていると思うが、今後ほかの小中学校で実施する予定はないのか。
- 指導部次長 教育委員会としては各学校で取り組んでほしいという考えだが、学校側の協力も必要であるため、学校側の理解を得ながらお願いをしていく考えである。
- 伊波一男 委員 本市の大謝名小学校以外でも、県内他市町村でフッ化物洗口を実施している学校はあるか。
- 指導部次長 久米島町、伊江村、那覇市が実施しているという情報を得ている。
- 伊波一男 委員 フッ化物洗口のメリットとデメリットを説明いただけるか。
- 指導部次長 メリットとしては、生活環境に左右されることなく虫歯予防ができる点である。また保護者へのアンケートの回答には、子どもたちが持つ、歯に対する意識が強くなったというようなものもみられた。デメリットとしては、フッ化物に対してよいイメージを持っていない保護者もいるので、中には保護者からの許可が得られずに実施できない生徒もいるという点である。
- 伊波一男 委員 フッ化物洗口は医療行為に該当しないと理解してよいか。
- 指導部次長 フッ化物洗口は医療行為にあたらないと認識している。
- 伊波一男 委員 請願には医療行為と記載されているが、そのことについてはどのように考えているのか。
- 指導部次長 国がフッ化物洗口は学校における保健管理の一環であるという考えであるので、そのように理解している。
- 呉屋等 委員 フッ化物が劇薬となる場合はどのような場合か。
- 指導部次長 フッ化物濃度1%以下であれば劇薬指定から除外されるとなっている。フッ化物洗口に使用される液は濃度0.09%であるため劇薬ではないと認識している。
- 呉屋等 委員 請願に記載のある「責任の所在」については学校にあると認識しているが、教育委員会はどのように考えているのか。
- 指導部次長 教育委員会に責任の所在があると認識している。
- 呉屋等 委員 教育委員会にも同内容の要請等は提出されているのか。
- 指導部次長 教育委員会には届いていない。
- 玉城健一郎 委員 フッ素とフッ化物の違いは何か。
- 指導部次長 フッ素の正式名称はフッ化ナトリウムである。

《委員長交代あり》

- 山城康弘 委員 フッ化物洗口に使用する液体は、濃度などに誤りがないように歯科医師のもと安全に作られていると認識しているが、実際はどうか。

- 指導部次長 毎週木曜日に歯科医師が学校を訪れて、養護教諭と共にフッ化物洗口に使用する液を調合している。
- 山城康弘 委員 フッ化物洗口は医療行為に当たるという日弁連の意見に対し、日本口腔学会が保健管理の一環であるという意見を示している。再確認となるが、教育委員会も医療行為ではないという認識をもっていると理解してもよいか。
- 指導部次長 問題ない。

《委員長交代あり》

【審査結果】

質疑の段階で継続審査とする。

-
- 山城康弘 委員長 本日の委員会を散会いたします。(散会時刻：午後3時55分)

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和元年12月11日（水）3日目

午前10時06分 開会

午前11時26分 散会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	山城 康弘
委員	伊佐 文貴
委員	宮城 力
委員	呉屋 等

副委員長	屋良 千枝美
委員	栄田 直樹
委員	玉城 健一郎
委員	伊波 一男

○欠席委員（0名）

○説明員（3名）

健康推進部長	崎間 賢
介護長寿課認定給付係長	饒平名 文治

健康増進課長	仲里 美智子
--------	--------

○議会事務局職員出席者

主任主事	棚原 裕貴
------	-------

○審査順序

- 陳情第 27 号 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請
- 陳情第 28 号 「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情
- 議案第 71 号 令和元年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 議案第 74 号 令和元年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 議案第 75 号 令和元年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
- 議案第 81 号 宜野湾市の保育等の利用者負担に関する条例及び宜野湾市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 85 号 大謝名小学校屋内運動場・水泳プール増改築工事(建築)請負契約について
- 陳情第 29 号 宜野湾市における妊産婦の産前・産後ケア制度の充実を求める陳情
- 陳情第 1 号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情
- 陳情第 6 号 こども医療費助成制度の拡充を求める陳情
- 陳情第 7 号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則 1 割負担の継続を求める意見書採択についての陳情
- 陳情第 8 号 平成 31 年度福祉施策及び予算の充実について
- 陳情第 10 号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情
- 陳情第 11 号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情
- 陳情第 12 号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情
- 陳情第 14 号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情
- 陳情第 16 号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情
- 陳情第 21 号 貧困と格差をなくし、憲法 25 条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情。
- 陳情第 22 号 令和 2 年度福祉施策及び予算の充実について
- 陳情第 27 号 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請
- 請願第 7 号 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願

1 2 月定例会（福祉教育常任委員会）

令和元年12月11日（水）第3日目

○山城康弘 委員長 福祉教育常任委員会の第3日目の会議を開きます。

（開議時刻 午前10時06分）

【議題】

陳情第27号 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請

～質疑・答弁～

- 伊佐文貴 委員 実際に若年がん患者の方から相談があった実績はあるのか。
- 健康推進部次長 介護長寿課及び健康増進課に相談があったことはまだない。
- 伊波一男 委員 本市には若年がん患者を支援するサービスがないということだったが、市の提供するサービス以外で支援を受けられる方法は存在するのか。
- 健康増進課長 終末期になった場合は訪問看護等のサービスが利用できるが、それ以外の状態である場合は基本的に家族が支援を行うことになる。
- 伊波一男 委員 今後は先進地の例に習い制度の整備を行っていただきたい。
- 玉城健一郎 委員 市内の若年がん患者数は把握しているか。
- 健康増進課長 平成28年の死亡がん患者の疾患種別の内訳の資料はあるが、若年がん患者に限った情報は把握していない。
- 玉城健一郎 委員 亡くなった方については終末ケアを受けていたのか。
- 健康増進課長 終末期患者のデータについては把握していない。
- 玉城健一郎 委員 既にサービスを実施している鹿児島市の資料で若年がん患者への助成額が示されているが、介護保険サービスを利用した場合と同等の額なのか。
- 認定給付係長 一概には比較できないが、介護サービスと同等の助成額のサービスもあれば、低いものもある。
- 玉城健一郎 委員 病院で終末期を迎える方については医療保険での対応になるのか。
- 健康推進部次長 医療保険適用の対象となる。
- 玉城健一郎 委員 2号被保険者でがんの終末ケアのサービスを受けている患者の人数はどのくらいか。
- 認定給付係長 平成30年度は、がんの2号被保険者は17人である。

- 伊波一男 委員 もし支援に取り組む必要が出てきた場合、どのような支援を考えているのか。
- 健康推進部次長 現在市で施策などを検討しているわけではないので答えることができない。もし必要となった場合は先進地の事例を研究する。

【審査結果】

質疑の段階で継続審査とする。

- 山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時26分)
- 山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時20分)
-

【議題】

陳情第28号 「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情

- 呉屋等 委員 さらに検討が必要なため、審査期限の延期を提案したい。
- 山城康弘 委員長 申し出のとおり、議長に審査期限の延長を要求してよいか。
(「異議なし」という者あり)

【審査期限延長申出】

本件については、12月11日までに審査を終えるよう期限が付されているが、なお慎重に審査する必要があるため、12月19日までに審査期限を延長するよう議長に要求することに決定。

【議題】

- 議案第71号 令和元年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第74号 令和元年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第75号 令和元年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議案第81号 宜野湾市の保育等の利用者負担に関する条例及び宜野湾市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第85号 大謝名小学校屋内運動場・水泳プール増改築工事(建築)請負契約について

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決する。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時24分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時24分)

【議題】

陳情第29号 宜野湾市における妊産婦の産前・産後ケア制度の充実を求める陳情

【質疑終結】**【討論】**

なし。

【審査結果】

全会一致で採択すべきものと決する。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時25分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時25分)

【議題】

陳情第1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情

陳情第6号 こども医療費助成制度の拡充を求める陳情

陳情第7号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情

陳情第10号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情

陳情第11号 安心・安全の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情

陳情第12号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情

陳情第14号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情

陳情第16号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情

陳情第21号 貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情。

陳情第22号 令和2年度福祉施策及び予算の充実について

陳情第27号 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請

請願第7号 学校に医療行為を持ち込まないことを求める請願

【閉会中の継続審査申出】

上記 12 件について、閉会中もなお継続審査を要するため議長に申し出ることになった。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前 11 時 26 分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前 11 時 26 分)

○山城康弘 委員長 本委員会を散会いたします。(散会時刻 午前 11 時 26 分)

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和元年12月17日（火）4日目

午後1時05分 開会

午後1時11分 閉会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（8名）

委員長	山城 康弘
委員	伊佐 文貴
委員	宮城 力
委員	呉屋 等

副委員長	屋良 千枝美
委員	栄田 直樹
委員	玉城 健一郎
委員	伊波 一男

○欠席委員（0名）

○説明員（0名）

○議会事務局職員出席者

主任主事	棚原 裕貴
------	-------

○審査順序

陳情第28号 「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情

意見書案 居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書

1 2 月定例会（福祉教育常任委員会）

令和元年12月17日（火）第4日目

○山城康弘 委員長 福祉教育常任委員会の第4日目の会議を開きます。

（開議時刻 午後1時05分）

【議題】

陳情第28号 「居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書採択」に関する陳情

【質疑終結】

【討論】

なし。

【審査結果】

全会一致で採択すべきものと決する。

【議題】

意見書案 居宅介護支援事業所の管理者の資格要件に係る経過措置期間延長に関する意見書

○山城康弘 委員長 閉会中に配布した意見書案について、意見等はあるか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 本件については、配布した意見書案の件名、文案のとおり本委員会として議長へ提出し、宛先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、沖縄及び北方対策担当大臣として意見書を郵送するという事によいか。

（「異議なし」という者あり）

【審査結果】

意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、沖縄及び北方対策担当大臣へ郵送することに決する。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後1時11分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後1時11分)

○山城康弘 委員長 本委員会を閉会いたします。(閉会時刻：午後1時11分)